

社会福祉法人七葉会役員および評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人七葉会（以下「法人」という。）の役員および評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報 酬)

第3条 役員等は無報酬とする。

(費 用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(公 表)

第5条 この法人は、この規程を持って、社会福祉法第59条第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改 定)

第6条 この規程の改定は、評議員会の決議を経て行う。